

第百十二回国会 大蔵委員会 議 録 第 四 号

昭和六十三年三月二日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 越智 通雄君

理事 大島 理森君 理事 太田 誠一君

理事 中川 昭一君 理事 中西 啓介君

理事 中村正三郎君 理事 中村 正男君

理事 宮地 正介君 理事 玉置 一弥君

新井 将敬君 井上 喜一君

江口 一雄君 遠藤 武彦君

金子 一義君 笹川 堯君

杉山 憲夫君 戸塚 進也君

鳩山由紀夫君 堀之内久男君

村井 仁君 村上誠一郎君

山本 幸雄君 沢田 広君

野口 幸一君 早川 勝君

武藤 山治君 橋本 文彦君

日笠 勝之君 森田 景一君

矢追 秀彦君 安倍 基雄君

正森 成二君 矢島 恒夫君

出席國務大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 平沼 赳夫君

大蔵省主計局次 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省関税局長 大山 綱明君

大蔵省理財局長 宮島 壯太君

官 官 官

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

資源エネルギー 高橋 達直君

庁次長 資源エネルギー 内藤 正久君

庁石油部長

委員外の出席者

法務省刑事局刑 石川 達雄君

事課長

参 考 人 (日本たばこ産 業株式会社代表 取締役副社長)

参 考 人 (住宅・都市整 備公団理事)

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

渡辺 尚君

参 考 人 (日本たばこ産 業株式会社代表 取締役副社長)

参 考 人 (住宅・都市整 備公団理事)

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

渡辺 尚君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第五号)

○越智委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法 律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお 諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本たば こそ産業株式会社代表取締役副社長水野繁君及び住 宅・都市整備公団理事渡辺尚君の出席を求め、意 見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありま せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決 しました。

○越智委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。野口幸一君。

○野口委員 おはようございます。

まず、大臣の御在席の時間が短いようでござい ますので、その点を勸告しまして、まず大臣に主 としてお尋ねをいたしたいと存じます。

昨年一年間を振り返ってみますと、財政をめぐる 内外の諸情勢は大きく変わった、こう私どもは 見ています。一つは、国際的に不均衡そのものだ と思われております中にありまして、円高が異 常に進み、内需拡大という問題が非常に大きく なってまいりました。二つ目には、今まで抑止型 といえますか抑制されておりました財政条件、財 政運営というものを逆に進めていく形、いわば進 捗型といえますか、そういう形の財政運営とい うものをできる状況になりつつある。そういうた 関連からいたしますと、やはり税収そのものが増 大したり、あるいはN.T.T.の株が異常な価格で売 られた、今申し上げましたさあたる内需拡大に 向けての政策もある程度広がった中であって、い わゆる特例公債の減少というものが両立できる、 こういった諸般の変化というものがござい ます。

大臣は、この変化の背景にどのようなもの が作用をしてこういった変化が起こってまいったの かということについて総合的な御意見、昨年の一 年間を振り返っての経済情勢の変化、それに伴う ところの内容というものを聞かせたいと思いた います。

○宮澤國務大臣 もうしばらく時間がたつてみま せん。今のお尋ねに分析的にお答えすることが困 難でございますけれども、経緯そのものは、今野 口委員の言われましたような経緯でございます。 円高の進行は一年間を通じてやはりかなりな ものでございまして、たしか昨年の一月は百五十 八円とか百六十円に近いところで明けたはずでござい ますけれども、暮れには、ちよつとこれは落 ち過ぎましたけれども、百二十円台もあつたと いったようなことでございまして、終始やはり円

高には殊に企業は苦勞を続けたということであ りました。他方で、G7等々の機構の中で各国が 政策協調を行う、共同介入をするといったような 努力、ルーブル合意以降そのような努力がござい まして、年末と申しますか、今年初と申しますか に至りましてそれはかなりの力を発揮する結果に なったわけでございまして、それでもしかし そのような円高が昨年一年としては進行いたし ました。

企業の対応が、その間に非常に苦勞をしながら、ある程度のレートを想定して何とかそれに対 応するための体制を、大変な苦勞であつたと思 うのでありますけれども、とにかく整え始めたとい うことが、昨年の経済が中道から好転し始めた基 本的な理由ではなかつたかと思つております。 それはある意味で業種転換でもありましたが、ま た内需へ目を向けるということでもあつたわけで ござい ます。

他方で、政府は五月ごろに緊急経済対策を決定 いたしました。国会に補正予算を御審議いた いて成立をさせまして、それによりまして公共投資 を中心に財政からの内需振興を図りました。ま た、幸いにしましてN.T.T.の株式の売却代金が相 当なものに上るといふことから、これを中心に社 会資本整備勘定をつくりまして公共事業の支援を いたしたということもございました。これはかな りの成果を上げたように思われます。

総じて申しますならば、企業が結構円高にもか かわらずそれに対応する体制をとり始めた、固め 始めたということ、また財政もそれについて支援 を公共投資を通じて開始したということ、それは 昨年に始まつたことではなかつたのでありますけ れども、それに至りますまでの過去の努力がよう やく実を結び始めたとしても申しますか、そういう ことではなかつたか。

という去年のお話でございまして、増税というのは新たな税目を設けて増収を図ることが増税だ、自然増収やあるいはまた税率を変える部分については現在私どもは増税とは言っていない、こういう言葉でございまして。

そういうことを繰り返して話を申し上げますと、結論として、今度の税制改正の中で間接税をいかなる形にせよ導入するということは、増税につながるけれども意味がないと思うのであります。ところが、そういった意味で、将来的に、今直ちに増税にならなくとも、それは増税が目標とされなければ、税制改革をする意味がないではありませんか。そこをどうお考えで財政再建とのつながりを考えておられるのですか。これを隠してと言つてはおかしいですが、余り説明を詳しくしないで間接税の導入の話をされますことそのことが虚偽だと私は思うのであります。もつと国民の前にはつきりと将来の展望と財政再建のあり方について申し上げ、いたゞくものはいただかなくはならぬという立場からの増税案というものは当然政府が責任を持ってお出しなすてしかるべきだと思ふのであります。いかがでしょうか。

○水野政府委員 税制が歳入を支える最も大きな歳入源であることはおっしゃるとおりでございます。それから、税制が歳入構造、歳出構造、財政再建と関係がないということは申し上げてはいいないわけでございますが、現時点での税制改革は、この十年間ほとんど所得税減税を中心とした基本的な改正が行われておりませんところから、勤労者の所得税、源泉所得税のウェイトが急激に増大する、また負担率から見てもかなりな上昇を示しておる。一方、この十年間、酒、たばこを中心に間接税につきましては部分的にもろの改正を加えてまいりましたけれども、そのウェイトの低下は著しいものがある。それが十年間のひずみの拡大ではないかと思うわけでございます。そうした点を踏まえまして、将来の所得、消費、資産、均衡のとれた安定的な税体系をつくるということが当面のこの税制改革の目標とされておるところで

ございまして。

○野口委員 繰り返して言うようですが、私は増税を喜んでゐるものではありません。しかし、現在の財政状況を見たら、これは増収を図らなかつたらどうにもならぬのじゃないですか。それをどうしておつたらいいのですか。増収を図らなければならぬのではありませんか。増収をどうするか。借財を返し、二〇〇の利払いをしていき、またこれからふえようとしている国債費を、今の税体系のままでは、金額面でも、自然増はあつても、例えば現在の所得税なら所得税率を変えなければ、増収しなければ返していけないんじゃないですか。ところが、今私どもは減税を言つておるわけですね。というのはなぜかという、不均衡だから、所得税に偏り過ぎてゐるから減税をしろと言つてゐるわけでしょう。そうしたらそのあと財源はどこから求めてこられるのですか。

○水野政府委員 昭和五十年に特別公債を発行し始めた後におきましては、税制におきまして何とか増収措置を図つて特別公債の解消を図りたいというところで、先ほど申し上げた五十二年、五十五年の税制調査会の答申は財政体質の改善ということとを真つ向から掲げて世に問うておつたわけでございますが、五十四年の国会決議、それから五十六年三月の「増税なき財政再建」をもつて、特別公債からの脱却を図るという当面の財政再建の目標を達成するためには、まずは、税は一応表に立たず、行政改革、経費の節減等々によるというふうになされておるのが現在までの情勢でございまして。

○野口委員 大臣、もういらつしやる時間が少なくなりましたからここで聞きをいたしておきますが、巷間伝えられております間接税導入に關して、この秋を一つのめどにして成立を図りたいというところを新聞等で拝見するのであります。そういう考えがあるわけですか。

○宮澤國務大臣 昨年度の税制改革案が大きな部分が廃案になつたわけでございますが、私どもとしてはそういう目的意識を決して捨てたわけでは

はございませんで、いろいろ反省はしながら、いかにすれば税制の根本的な改革が図れて高齢化社会の時代に対応できるかというところを考慮しておるわけでございまして、先般税制調査会に所得、消費、資産のバランスのとれた税体系をどうすべきかという諮問をいたしましたところでございまして。したがつて、問題はことし初めて起こりましたわけではございませんで、ずっと考え続けてまいつておる問題でございまして、できるだけ早く全体の案を国会に提出して御審議を仰ぎたいと思つておるわけでございまして。

ただ、税制調査会に御答申をいただく期限を申し上げておるわけではありませぬので、大変にせつかつく勉勵をしていただいておりますので、できるだけ早く答申をいただきます御提案をいたしたいと思つておるわけでございまして、その時期を今申しましたような理由でいつということをしては上げざるおるわけでございますが、私どもとしてはできるだけ早い方がいいと考えております。

○野口委員 新聞等で拝見いたしますと、何とかこの国会にはその案は、法案そのものは出されるのにいさか手間取るのではないだろうかというやうなことで、次の臨時国会等というやうな声も聞かえてまいりますが、いづれにしても私どもに聞かえてくるのは、これが竹下手法というのでありませうかどうか知りませんが、何ら、税の名前もさることながら、中身も、そしてそれに対応する諸情勢の整備ともいふべきビジョンも何にもない中で、税制改正そのものだけが飛び出してくるというやうな感なきにしもあらずであります。

つまり、少なくとも私どもから考えますと、仮にそのような企画があるとするならば、例えば今後の高齢化社会に向かつての社会保障の關係する負担をどのような形で求めようとするのか、また国民負担率そのものの改定は、現在三六％程度だと思ひますけれども、それをどの辺までたえ得る、あるいはまた求めようとするのかとか、全体

的な構想そのものが何ら成熟してない中にあるので、税だけが先走りをする、そして間接税の導入だけが何かひとり歩きをするというやうな感がしてならないわけでありまして、そういう意味ではまだまだ国民の租税負担、今日の税そのものに対する不公平感あるいはまた不公平感というものがある。試されないうちに、いかなる形かわかりませんが、入されてまいりますと、これはまた昨年の二の舞いになるというところは明らかでありまして、きのうも質疑の中に出ておりましたけれども、国民は現在のところどういった土壌にないということだけは明らかになっているわけでありまして。政府税調が、どういった意図があつてかわかりませんが、全国で二十万の場所を選んで公聴会なるものをお開きになつております。私はその内容等についてはまた後ほど時間があればお聞かせいたしたいと思ひますけれども、その中で聞かえたい声はいろいろあります。例えば間接税導入というのに対して直接税反対だとは言つておられない方です。今その土壌にない、そこまでの環境づくりが十分でない、それから先ほども私が申し上げた不公平は正しく問題が先んじて初めてその問題を痛感したという声が非常に多いという問題を御答弁をいただくつもりはございませぬが、今大臣が御退席になるまでに申し上げたいことは、どうか焦らずにひとつじっくりとこの土壌づくりをやつてコンセンサスを十分とりながら導入の時期というものを考えていただきたい。そして提出の時期というものが当然かかるべき時期があると思ふのであります。そういう意味で、私は、私個人といたしましては間接税即悪だとは思ひておりませぬけれども、少なくともそれを導入するまでの前提条件というものは十分なコンセンサスを必要だ、そうでなければ失敗するよというのをあえて申し上げなければならぬだろうと思ふのであります。大臣御退席の時間でございますので、それだけ申し上げまして終わります。

○宮澤國務大臣 たいだいま御指摘の、政府は高齢化社会等々と言うけれども、一体その高齢化社会になるとどういうことになって、政府はどういうことをしたいからこういう税制改正をお願いしているのか、そこを一向に言わないではないかとおっしゃる御指摘は、実は大変にこもともな御指摘だと私も思うのでありますけれども、国の長期の経済計画等々がいわばございませぬ段階で各省庁の間でなかなかはっきりした整合的な絵が描けないというのが実情でございます。

ただ、そうではありますけれども、言われますことはまことにこもともございしますので、たいだいま厚生省と大蔵省とが相談をいたしております、二〇〇〇年あるいは二〇一〇年といったような時点で人口はどうなるのか、人口構成がどうなるのか、勤労者数がどのくらいであるのか、またその際の社会保障政策をどう考えて給付などをどのように考えるかという、何かのいわばデッサンを両省でつくってみまして御審議の参考に資していただきたいという努力をいたしておりますので、近いうちに、十分なものではございせんけれども、何か言われますような方向への努力をお目にかきたいと思っております。

○野口委員 次に、第一相互銀行にかかわる問題について少しくお尋ねをいたします。

新聞が非常に大きくとらえておりますこの第一相互銀行の不正融資の問題でございますが、本来私もこういった個々の問題について質問することは余り快しとせんが、余りにも大きくどんと書かれております。昨晩もテレビのニュース、NHKを初め各ニュースで報じておりました。一体全体、今日いわゆる最上グループと言われる会社がいわゆる特捜から事情聴取りあるいはまた捜査の段階にあると聞いておるわけでありましても、今日の段階における最上グループの国士利用計画違反事件というべきこの問題はどのような状況に置かれておるかということをもっと詳しくお聞かせをいただきたいと思ひます。

○石川説明員 最上恒産に係る事件につきまして、たいだいま東京地検におきまして、昭和六十二年十二月十七日警視庁から、最上恒産の代表取締役役らが、同社の業務に關しまして、同社が所有する新宿区西新宿所在の宅地合計約四千八百七平方メートルを売却するに当たりまして、都知事に所定の届け出を行うことなく売買契約等を締結した旨の国士利用計画違反事件、それから、同社代表取締役役らが、同社の業務に關しまして、都知事に對し、同社の宅地建物取引業者免許の申請に際しまして、専任の取引主任者を置かなければならぬのに、これを置かず、あたかも専任の取引主任者を置くかのごとき内容虚偽の書類を提出しまして、不正の手段によりまして宅地建物取引業者の免許を受けた旨の宅地建物取引業法違反事件の送付ないし送致を受けまして、現在捜査中でございます。

○野口委員 それで、最近の新聞情報によりますと、第一相互銀行の小林社長を参考人としてお呼びになつておりますが、どういう理由でお呼びになつておりますか。

○石川説明員 お尋ねの件は、捜査の具体的な内容にわたりますので、答弁を差し控えてさせていただきますか。

○野口委員 どういう理由で呼んだかということはないのですか。

○石川説明員 まさに、最上恒産の關係で呼んだか呼ばないか、あるいは呼んだか呼ばないかについて、具体的な捜査の内容でございしますので、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○野口委員 新聞にこんな書かれていても、それでもなお御否定なさるわけですか。いや新聞の書いてあることは全部うそだとおっしゃるのですか。あなたが今おっしゃったよりもっと詳しく書いていますよ。新聞は全部うそついているのですか。どうなんですか。

○石川説明員 別にお否定しているわけではございませんけれども、何分捜査の具体的な内容にわたりますので、答弁は差し控えていただきます。

○野口委員 具体的な内容を聞いているのではないのですよ。どういう理由で、かわり合いがどの程度の關係で第一相互銀行の社長を呼んだのかと聞いているのです。例えば最上グループに第一相互銀行が融資をしているという關係があつたのかあつたのか。そういう点があつたからこゝ小林社長をお呼びになつたのではないですか。どうなんですか。

○石川説明員 そのことはまさに捜査の具体的な内容にわたります。したがしまして、お答えできないわけでございます。

○野口委員 私ここで質問をとめたいくらいですよ、本当に。とめたいという意味よりも、そんな答弁で私引き下がれませんか。

これは二月二十五日の読売新聞だと思ふのですが、ここに書かれてある全文は、少なくとも、今あなたが内容は言えないとおっしゃるけれども、最上グループに対して第一相互銀行が異常な形、つまり六十一一年八月に大蔵省が検査したときには総額五百五十六億に上る融資が行われていた。この融資の内容も余り芳しくないものであるということ、同省の改善指導を受けている。つまり大蔵省の改善指導を受けている。ところが、さらに調べたら、年末現在において、十二月までの間にまだ二百億円さらに上積みをした追加融資をしている。このためにピーク時には七百六十億円まで膨れ上がつて、「昨年十二月時点で七百二十三億八千二百万円に上つていた。」ここまで書いてあるわけですね。こういう数字は、新聞社が勝手に憶測をして書いたのですか。大蔵省はこの辺はどうなんですか。大蔵省も聞いていますのではありませんか。

○平澤政府委員 第二相互銀行等を含めまして、いわゆる土地融資に絡む問題につきましては、前国会でもたびたび御答弁申し上げましたように、具体的な個別のケースにつきましては答弁は差し控えていただいているわけでございますが、一般的に、今委員が御指摘のような金融機関の大口融資規制違反の問題につきましては、従来から、検査等において厳しく指摘した上、改善計画の提出を求め、その改善状況を定期的にチェックする等厳しく指導しているところでございます。したがしまして、仮にそのような場合には、大蔵省としては厳正に対応しているところでございます。

○野口委員 厳正に対応していらつしやるというのならば、一昨年八月ですと五百五十六億円という数字を示されて、同省の指導によつて総額百億円まで縮小したとされて、しかも大蔵省中小金融課長の談話の記事が載つておるわけでありまして、「改善するよう指導しており、是正はされている」という御答弁を記者会見でありますか新聞に言われているわけでありましても、しかし実際はその後もう続いてさらにまた検査後に二百億も盛られておるということになってまいりますと、六十一一年の八月以降は検査をしていないのですか。

○平澤政府委員 今おっしゃいました八月に検査いたしました。その後は検査はしておりません。

ただ、第一相互銀行そのものについてということとで申し上げることは御容赦いただきたいと存じますが、通例、問題がありまします金融機関につきましては、その後たびたび当該金融機関を呼びまして詳しく実情を聞き、仮に改善を指示している場合には、その改善状況についても厳しく指導を行つておるところでございます。

○野口委員 私、それは個別の銀行の内容に立ち入ることでもございしますので、当初余りこの問題につきましても質問をするということについてはちゅうちょした部分もございました。というのは、やはり銀行局としてのお計らいというものがあるからであつて指導がなされておる、また、なされておるはずだと信じておつたからであります。ところが、六十一一年の八月に検査をなさつてその後はやつていないということになってまいりますと、これだけの問題が連日のごとく報じられている中であつて少しおかしいのじゃないですか。

しかも、実はこれは私もこの場で名前を出して申し上げるのには差し控えていただきますが、私の手元に入っております情報によりますならば、月の初めに融資をいたしまして月の終わりに返済をさせているいわゆる転がし融資というのが、現在新聞に出されている七百六十億のほかになお二百億ばかりあると内部から告発しております。そのことについて御存じですか。

○平澤政府委員 具体的な計数その他につきましては、常に大蔵省としては問題金融機関の中身については把握するべく努力をしておりますところでございますが、先ほども申し上げましたように、当該具体的な金融機関の具体的な数字そのものについて御答弁申し上げることは従来からも御容赦いただいております。

○野口委員 そういたしますと、銀行がしゃべっておられないのか。どこがしゃべっておられるのか。銀行が大蔵省がしゃべっていただければ、この具体的な数字はどこから新聞社は聞き出しているのですか。それはわからぬですか。

○平澤政府委員 新聞等に計数が載っておりますのはどういふ筋から出ているかという点につきましては、我々としても関知しない点もあるわけでございますが、仮にその計数が我々が調査いたしました数字と合っております場合にも、大変恐縮でございますけれども、それを申し上げるのは御容赦いただきたいというところでございます。

○野口委員 銀行局長、一昨年です。六十一年の八月に検査をして今までまだやっていないというのでしょうか。少なくともこれはおかしいじゃないですか。これだけ問題が出てくれば、当然、一年以上、もう二年になんたする期間全然調査をしない、立ち入り調査も何もしないということ自体が、これは大蔵省もぐるじやないかなんて言われるようになってしまいますよ。どうなんですか、これ。こまどくると私もやはり声を荒らげて言わざるを得ぬようになってまいりますが、声を大きくして言わないうちに御答弁ください。

○平澤政府委員 通例、相互銀行等に対して

は二年ないし三年に一遍検査を行っておるわけでございます。したがっていままで、普通の金融機関の場合はそういう周期でやっておりますわけでございますが、過去におきまして問題が非常に多いという金融機関につきましては、委員がおっしゃいましたように、次回の検査を早めて実施していることもあるわけでございます。したがっていままで、そういう前例はあるということも申し上げられるわけでございます。

○野口委員 どうも歯切れが悪いですね。特捜関係からの発表によりまして、この最上恒産の問題も、あるいはまたこの小林第一相銀社長にかかわる問題も、およそ三月の中ごろまでは結論を出していただきたいとまで記者発表をされております。となりますと、実はその際に出てまいりました不正融資等の問題が、六十一年の八月に検査をなさったとき、約束された、それからあるいはまた履行いたしますというところでその銀行当事者も是正のものに対して大蔵省の指導に対しては答えをされているということに仮になりますならば、これは相互銀行法上から考えましても非常に問題がある点が出てまいるのでないですか。この点はどういふふうにお考えになっていらつしやるのですか。条文を挙げて言うまでもなく、御専門家であるからはずきりわかつておるだろうと思っております。

○平澤政府委員 現在新聞その他で第一相銀について言われておりますのは、大口融資の規制に違反しているのではないかとということが一つあるわけでございます。ただ、大口融資規制につきましましては、法律に規定しております要件がかなり幅広くなっております。したがって、例えば幾つかの子会社等に分割いたしました融資をするという場合にどう考えるかという問題がございます。それから、例えばほかの法人等を使ひまして迂回して融資する場合にどういふ問題があるかということがあつてございまして、ざりざり、通例の場合、その辺の解釈については幅があるわけございまして、したがって、一般論をいたしまして

では、その辺の解釈、考え方をどのように決めていくかという点で法律違反の問題についても答えが出てくるというところでございます。

○野口委員 今子会社云々という言葉が出てまいりましたけれども、それは六十一年の八月の時点での検査において出てまいつたことでございませうか。そうしますと、それから後もう既に一年半以上たつてゐるわけですが、その後のことは、そういう今お答えの範疇にないわけですね。六十一年の八月時点におけるところのお話なんです。

○平澤政府委員 具体的な当該銀行としてお答えするのは御容赦いただきたいわけでございますが、一般論として申し上げますと、ある検査時点におきまして問題が指摘された場合には、引き続き当該金融機関に対して行政当局といたしまして常時接触を図り、改善計画を提出させるとともに、その実施状況等についてもきめ細かく指導を行つていられるわけでございます。

○野口委員 非常に慎重にお答えになっておりますので、それが第一相互銀行に当たるといふことは私もわかりませんが、名前をおっしゃられませんか、なんですけれども。しかし、少なくともここまで司直の手が伸び、かつまた不正融資の問題が大きく出てまいりますと、これはやはり大蔵省自身としても一度正式にきちっとした検査をおやりになつて、そしてそういったものがあるのかないのか、これは世間に公表なさらないと大変なことになると思つたのです。少なくとも、是正されているはずというのはいわば大蔵省の御弁解の答弁は、はずであつてはならないので、是正されているなら、いたと、それならいいのですけれども、是正されているはずでは、これは国民は、ちよつと簡単に、大蔵省の指導が行き届いているとは言えませんよ。だから、少なくとも私は、先ほどもう一度追加して申し上げました、月初めに融資をして月じまいに返済をしてゐるといふ問題、きょうはこの問題に言及することを少し時間を待ちます。しかし、事と次第

によりましては、本委員会で具体的に対象を取り上げて話をさせていただきます。別に脅迫するわけではありませぬけれども、それまでに銀行局は立入検査をして事の全貌を明らかにしてください。そうでないと、この委員会で銀行局長をして声の詰まるような答弁をさせたくないから、私はあえてここでとめます。とめますが、それまでに銀行局は責任を持つて再検査いたしますと云つてください。

○平澤政府委員 御存じのように、具体的な金融機関につきましては検査に入る、入らないという問題につきましては、行政上極めてデリケートな問題でございます。従来からもこれにつきましましては検査に入るまでは一切極秘ということで対処しているわけでございます。

○野口委員 答弁上はさうでありましようが、重ねて申し上げますが、私がもう一度この席から銀行局長に対して御質問をしましても済むように、格段の御配慮をいただきたいと思つております。これで終わります。

そこで、次の問題に移らせていただきます。ちよつと言葉を挟みますが、私の質問時間をまだ少し残しまして実はこの質問をやろうと思つておりますので、その点もお含みおきをいただきたいと思つております。

次は、石油税の問題につきまして伺ひたいします。

石油税を従量税に変更することによつて増収を図ろうとなされておりますが、これはどういふ理由ですか。簡単に言つてください。

○水野政府委員 石油税は、石油という便益性の高い有限な資源の利用に着目して課税をお願いしておりますが、その税収は石油及び石油代替エネルギー対策のための財源として使われていることは御承知のとおりでございます。今般この対策面での財源を考慮しまして所要の増収措置を講じさせていただくことにしてゐるわけでございますが、税負担の安定性、税収の安定性を考えると、当面、六十三年度限りとの申しますか、六十三年度の措

置いたしまして従量税としてお願いをするのが適当ではないかということで御提案申し上げているところでございます。

○野口委員 もつと平たく言うならば、石油が円高によって非常に安くなつて従価税だけでは収入が伴わない、いわゆる税収が少なくなつてきたので今度は従量税に変えよう、こういうことではないかと。

○水野政府委員 六十三年度のその歳出の需要を満たすためには、とにかく最小限必要とされる増収措置はいずれにしてもお願いを申し上げたい。その際に、税収それ自身を安定的に確保する必要性、それから税負担の変動をできるだけ避けたら、この税収、税負担の安定性ということも考慮して増収措置をお願いするに際しまして、六十三年度におきまして従量税でお願いをするのが適当ではないかということで御提案をいたしました。

○野口委員 これは六十三年度だけ従量税にして、六十四年度以降はまた従価税に戻すという含みがあるのですか。

○水野政府委員 現在間接税を含めまして税制全般にわたつて抜本的な見直しを行つていくところでございます。そうした中におきまして、六十四年度以降、この石油に対しましてこの課税のあり方、ほかの間接税との関係、それから財源問題を頭に置き、税制全体の見直しの中で六十四年度以降のことは検討してまいり、御提案を申し上げたいと思つております。

○野口委員 そうすると、八十九条というのはいわゆる揮発油税及び地方道路税の税率の特例ということでございます。これは六十八年までというところになつてゐるわけなんでしょう。これは九十条の三によるところの一年間と年数が違ふのですけれども、片方は六十八年までこの新しい税体系にしたいということでございます。五年間ですが、片方は一年間、これはどうして差ができてゐるのですか。

○水野政府委員 揮発油税の方につきましては、本則の税率に對しましては二倍程度の税率を特

例措置で租税特別措置法でお願いをしてゐるところでございます。揮発油税等につきましては、これが道路財源に充てられておるところでございます。道路財源につきましても道路整備緊急措置法の体系に合わせまして特例税率を御提案を申し上げてゐるところでございます。今回第十次道路整備五カ年計画が策定されてゐるところでございます。その中で、税負担もその所要の財源確保という観点から特例措置を五年間延長させていただければということも御提案いたしておるところでございます。そういう意味でこちらの方は五年とお願ひをしたところでございます。

○野口委員 そうしますと、その方は今回あなた方といひますか政府が企図されておられます間接税の導入等に関係しないという部分でございますか。

○水野政府委員 もちろん間接税全体につきましても見直しをさせていただいてゐるところでございます。その中で、石油税につきましても揮発油税につきましてもあわせて検討の対象になるという点につきましては同じでございます。

○野口委員 それじゃ観点を交えて、この石油税の主たる使用をされておられるところの部分だと思ひますが、いかほどの金額になつておられますでしょうか。

○高橋(達)政府委員 六十三年度の政府原案、予算原案におきまして、石油及び石油代替エネルギー関係にこの石油税が充当されるわけでございますが、六十三年度で見ますと、石油開発関係が約九百五十億でございます。それから石油備蓄関係でございますが、これが約二千七百億でございます。それから石油産業の体制整備費でございますが、これが二百二十億、以上が石油対策の概要でございますが、そのほかに石油代替エネルギー対策といたしまして二百八十億を計上していただいております。トータルといたしまして、歳出規模といたしまして約四千二百億を計上してございます。

○野口委員 それでは全体の石油税収の大体何％に当たりますか。

○高橋(達)政府委員 今回の租税特別措置法によりまして暫定的な六十三年度の石油税の従量化をさせていただいたまじつた場合には、石油税収がおおむね二千九百億と見積もられてゐたわけでございまして、全体が歳出の規模といたしましては四千億でございます。それから、おおむね四分の三程度ということになるかと思ひます。

○野口委員 そういたしますと、その金額の主たる使用先はどこに使つておられますか。

○高橋(達)政府委員 六十三年度におきまして石油備蓄が約二千七百億でございますので、主たる使途という御指摘に對しましては、石油備蓄というふうに申し上げるのが適当かと思つております。

○野口委員 そこで備蓄の関係についてお尋ねをいたしますが、今我が国の石油の消費量は一体どのくらいでございますか。また、それを今後五年間ないし十年間を見通してみてもいいわけでありまして、一応五年間といたしまして、どのくらい年間消費するものと計算しておられますか。

○内藤(正)政府委員 お答え申し上げます。石油の需要量は、六十一年度で一億八千三百万キロリットルでございます。これは過去五年を見ましてもほぼ横ばいで推移しておる実態でございますが、今後五、六年の見通しの中でも同じような横ばいで推移していくものと見ております。

○野口委員 そうすると、一日のいわゆる消費量は約五十万キロリットル前後ですか。

○内藤(正)政府委員 仰せのとおり約五十二万キロリットルでございます。

○野口委員 それでは、国の備蓄日数という基準は何日として今日勘定しておられますか。

○内藤(正)政府委員 現在は五十三万キロリットル、その前年は五十二万キロリットルでございます。

○野口委員 日数です、日数。

○内藤(正)政府委員 現在の備蓄の水準を申し上げますと一日数とおっしゃいますのは備蓄の水準でよろしいでございます。一月未現在の備蓄数量は、トータルで百四十六日分でございますが、この内訳は、民間備蓄で九十九日分、国家備蓄で四十六日分でございます。なお、民間備蓄の中には通常のランニングストックが入つておりますので、緊急時における使用にたえるものはこれより少ない、IEAの計算では百二十日となっております。

○野口委員 今現在民間備蓄九十九日、国家備蓄四十六日、これは四捨五入だそうでありまして、合せて百四十六日分備蓄してゐる。大体義務づけられてゐるというのはいささかある程度目標としてゐる備蓄日数というのは九十九日と言われており、かつまたIEA加盟国平均が百六十八日ということでありまして、IEA方式による我が国の備蓄日数は約百二十日だということになります。既に今日現在でそれを突破してゐる備蓄数になつてゐるということですか。

○内藤(正)政府委員 先生御指摘のとおり、民間備蓄については九十九日、政府備蓄につきましては三千万キロリットルを目標に積み増ししてございまして、国家備蓄につきまして申し上げますと、現在本年度末で二千七百万キロリットルでございます。それで、御指摘のIEAの数字は百二十日ということでございますけれども、先ほど先生の御指摘になつたように、IEA全体の百六十八日というところにはなお遠く及ばないという実態でございます。

○野口委員 そうすると、エネルギー庁としては、将来はこのIEA加盟平均の百六十八日以上、平均百六十八日ですから、少なくとも百七十日ぐらいいはゆる備蓄の目標日数としておられますか。

○内藤(正)政府委員 とりあへずは今日目標で決まつております三千万キロリットル国家備蓄を六十三年度末に積み上げたいというのが当面の目標でございます。しかしながら、昨年の十一月に総

合エネルギー調査会及び石油審議会の合同小委員会
会で答申をいたしております。その中では、世界の情勢及び日本の石油の確保における脆弱性という点を考えまして五千万キロリットルを達成すべしという答申が出ておりますが、この内容についてはまだ財政当局とも御相談いたしておりますので、通産省としては、その答申をいたしておりますという関係上、十分にそれを尊重してまいりたいというのが現状でございます。

○野口委員 三千万キロリットルは現在の六十三年度中には達成できる。つまり、達成できるということは、民間のいわゆる空きタンクといえますかあいているところを利用すればそれは可能であるというように言われておられます。さらにまたそれを五千万とするにいたしましたも、現在のところ民間備蓄では約千五百万キロリットルの備蓄可能な空きタンクがあるということでありますならば、民間備蓄の機関を利用すれば、今国家備蓄として建設を進めておられますこの十カ所の石油備蓄基地というものができなくとも、現在のままでもこの五千万キロリットルというのは可能であるということが言えるのじゃないですか。

○内藤(正)政府委員 まず、現在の石油の国備の保有状況でございますけれども、先生御指摘の今年度末で約千六百万キロリットルの民間タンクを国備用として借り上げておるといふ実態がございます。

他方、国備の基地の建設状況でございますけれども、六十九年度末にすべて完成するということを目標といたしまして三千万キロリットルの石油備蓄を保有するための施設、貯油量七五%といたしまして容量は四千万キロリットルの基地の建設をいたしております。したがって、その基地が完成するまでの間は今おっしゃいました民間の余剰タンクを利用するという考え方でおります。

ただ、民間の備蓄タンクの中にも、棧橋等の関係で、当該精製所ではその原油を精製ができるけれども外へ積み出しができないというふうな、本

来の国家備蓄の目的から考えました場合には必ずしも適切でない設備もございますので、その辺は割り引いて余剰タンクというものを考えていただかなければならない。

他方、先ほど申し上げました三千万キロリットルの目標を五千万キロリットルに引き上げるべしという答申が出ておられますけれども、その場合には現状の空きタンクの有効活用を恒常的にやるという観点から、その段階では備蓄基地の増設はしないに進めるべきだという答申が出ております。

○野口委員 いずれにしても、今現在進められております十カ所の備蓄基地が完成をいたしますと、今現在でもまだ余裕のある民間備蓄の空きタンクといえますか、余剰タンクといえますか、そのものがさらにふえるという形になります。六十九年度末に完全これを完成することによって、何千万キロリットルの原油を備蓄できることになるわけですか。

○内藤(正)政府委員 完成後は、国備基地で三千万キロリットル、それから民間で保有いたしますので二千万キロリットル、それから民間備蓄で保有いたしますものが約七十分、三千万五百万キロリットルということ、八千五百万キロリットルの保有が行われるということになります。その時点におきましては、民間のタンクのうち先ほど申し上げましたような積み出し等に制約のあるものを除きますと、ほぼフルに利用されるという形になる絵を描いております。

○野口委員 そういたしますと、その時点では、エネルギー庁の御説明によれば、民間も、今言われましたその積み出しができないとかいうような、いわば近代性に欠けているといえますか、そういうような備蓄基地を除いては、ほぼ満タンということですか。

○内藤(正)政府委員 御指摘のとおりでございます。○野口委員 それによつて、百四十六日程度の現在の備蓄でございますが、いわゆるIEA加盟国

平均百六十八日分というものをその時点においては確保できるというわけですか。

○内藤(正)政府委員 民間備蓄を九十日から七十日に減らすことを考えておりますので、それを勘案いたしますと約百四十日強の水準で、現在のIEAの百六十八日は依然として達しないという状況でございます。

○野口委員 わかりました。

そこで、またお聞きをいたしますが、実はこの石油備蓄基地というものの建設について、昨年でありましたか、行政監察が行われた際に、この備蓄基地の建設については少しく見直した方がよいのではないかと行政監察結果が出ておりますが、これに対するお考えはどうなんでしょうか。

○内藤(正)政府委員 今先生御指摘のとおり、昨年の七月に総務庁から行政監察を受けておりますけれども、その内容は、先生の御指摘のとおり、民間余剰タンクが存在する現状において備蓄基地建設を見直してはどうかということでございます。建設をいたしまして、その後当省として検討をいたしまして、まず、備蓄基地の建設をおくらせるということになりますと、その間の会社運営経費、あるいは金利、あるいはその後の資材の高騰等に伴う備蓄基地のコストの高騰ということが予想されますので、その点については実態を見直しまして、工事の用地造成のおくれ等、そういう実態に即したものに直直すということで、人為的におくらせるということとは考えておりませんけれども、工事の実態に即して見直すという作業をそれ以降行いまして、ことしに入りまして、その結論といたしまして、先ほど申し上げましたように、当初はすべての基地が六十五年年度末に完成する予定でございましたけれども、それを見直した結果、先ほど申し上げております六十九年度末に遅いものが完成するというところで、既に工事の実態に即した見直しは実施をいたしております。

○野口委員 それでは、具体的に一つだけお聞きしますが、北九州市の若松区沖合に、海上に建設

を進めていらつしやいました白島石油備蓄基地の防波堤が、昨年の二月、ちょうど一年前でありましたが、しけで大破をいたしました使用物にならなくなったということでございまして、この白島備蓄基地について今後どのような対応をなさろうといたしておりますか。

○内藤(正)政府委員 今先生御指摘の白島石油備蓄基地は現在建設中、途次でございましてけれども、昨年の二月三日、四日の大しけで御指摘のとおり被災をいたしました。建設の工事の途中段階であつたということが被害を大きくしたのと思っておりますが、昨年はそれに対しての原因究明を安全を第一義といたしまして徹底的に模型等も使用して検討をいたしました。その原因究明が現在ほぼ終わろうという段階でございます。あわせて、ことしの冬を越しますための応急工事を実施をいたしまして、現在、冬場でございますので、工事をとめております。

そういう状況の中でお尋ねの今後の対応でございますけれども、まず原因究明が第一でございますので、原因究明が出たところで、その原因を今後克服していくためにはどういう形がいいのか、それを経済的に考えました場合にどういう判定ができるのかということは今後検討をいたしまして、その総合的な判断のもとに今後の取り扱いを決めていきたいと思います。

○野口委員 ここで基本的にお考えをいただきました問題は、一たんつくりかたんだから何とかして完成させたいという気持ち、わからないこととありませうけれども、実はこの地域におけるところの気象条件等の問題点がある程度気象庁で伺つてまいりました。この二月三日の災害における波の高さは約一〇・一メートル、設計時におけるところの想定波の高さは六・一メートル、そもそもこの境界灘に、これは台風も何にもないときです。ただのしけです。大しけというのには年に一、二回必ず出てくる。この十メートルというのは年に何回もないようでありませうけれども、いずれにしても予想される

波の高さである。にもかかわらず、設計の際には、その最高の波の高さが六・一メートルというようなことで、そもそも設計をされている。このところの基準に基本的に誤りがある。また、その基地設定についても、玄界灘に面した気象条件が非常に変貌しやすい。しかも台風の前線については御存じのとおり常に九州を縦断するという経路に当たるとこの海上にこのような施設を設けたということに、そもそも誤りがあり、根本的にこの問題は検討をし直さなければならぬのではないかと、このことについて承っているわけであり、当局はどのようにお考えですか。

○内藤(正)政府委員 今先生御指摘のとおり、相当に風浪の高い地点であるわけでごいいますけれども、立地決定をいたしました段階あるいは設計をいたしました段階では、それより前のすべての資料を分析をいたしまして、かつ、当該地点においては、海底の地形構造等にかんがみ、必ずしも福岡とか秋で観測しておる沖波とは違ったより減衰した波が当該白島地域に到達するということを前提にいたしまして設計をいたしましたわけでごいいます。結果としては被災を受けたわけでごいいますので、施工段階途中ではあるとはいへ被災であるという事実を受けとめて、原因究明を客観的、技術的にやっています。それをもとに判断をしていきたいということで、一度始めたことであるから技術的に問題があつても進めるというふうな意向は毛頭持っておりません。

○野口委員 今御答弁になりましたことを多々いたしますが、この白島プロジェクトの総事業費というものはもう既に相当使われております。しかし、今日段階のこの被害の状況から見ますと、基本的にやり直さなければならぬという状況にあるかと思ひます。だとするならば、この基地を始めたんだから何が何でもやり遂げなければならぬというふうなお考えに立たなくて、もう一度本当に基本的に基礎的なところからの調査をやり直して、ぜひむだな投資が行われないように、少なくとも今日石油税の増税までしてこれを充てようとする

しているさなかであり、そういつた時期にあつてなおさらそれがむだに使われていくようなことのないように、ぜひ監督指導を強化していただきたいということをお願いいたします。

○内藤(正)政府委員 今の御指摘を謙虚に受けとめまして、客観的、技術的な検討の結果を踏まえて対応してまいりたいと思つております。

○野口委員 次に、たばこ産業にお伺いをいたしますが、時間がもう余りありませんので、簡単に絞つて申し上げます。一遍に申し上げますから、まとめてお答えいただきたい。

たばこ小売店販売の許可制は今大蔵大臣によつてなされているわけであり、しかも定価制も同時に、当時の公社制度から民間に移管する前に、この二点については堅持をするということを出発をされました。これは今後も継続して、たとえ民間事業といえどもこの問題は変更する気はあるのかないのか。将来、この小売店舗に対する規制の許可基準も、あるいはまたそれに伴うこれらの諸問題も、一切、自由競争時代ではあるけれども、たばこに限っては一定の規制に基づく許可制というものを、定価制というものを堅持するということでごいいますか。この際もう一度お聞かせいただきたい。

○宮島政府委員 たばこの小売販売につきましても、野口委員御指摘のように、現在大蔵大臣の許可制度がとられております。これは、さきの専売改革のときに、当分の間、小売販売業者の零細性等にかんがみまして、民営化の後においても大蔵大臣の許可にかからしめるという建前がとられたわけでごいいます。今後のことにつきましては、法律上当然の間ということになっておりますので、いつまでそれが続くかということにつきましては、ここでは私責任を持つて答弁する立場にはございませぬが、まだ新しい法律のもとでそれほど日がたつていない等のごいひをしまして、少なくとも近々この制度を改めるということにはならないのではないかというように考えております。

○野口委員 当面ということですが、これ

は一方、日本たばこが民間事業であり、かつまた今日の自由経済の中にあつて、たばこだけが許可制でなければ売れないとか、あるいは定価制は絶対守らなければならぬかという点については、恐らくいずれかの時点で到達いたしますか壁にぶち当たる時期があるかと思ひます。そのときは、現在それを維持するといふのでありますから結構であります。現在にありまして、それを例へば許可制を維持する立場に立ちますと、現在の自動販売機の設置基準であります。この自動販売機の設置基準は小売店舗の規制のいわゆる許可制の基準と同様な考え方をお持ちなんですか、変わった考え方をお持ちなんですか。

○宮島政府委員 自動販売機によるたばこの小売販売につきましても、一般の店頭における小売販売と区別することなく、近隣のたばこ小売店との距離、予定取扱数量等につきまして同じような考え方でごいいます。

○野口委員 時間がなくなつてまいりましたので、まことに恐縮なものでありますけれども、質問が十分できません。また次の機会にさせていただきますが、どうも自動販売機は小売店舗のような規制が守られていないような状況でごいいます。例えばAという小売店とBという小売店の間が二百メートルあるという形でBという小売店が許可された。その後Bという小売店の隣にビルができて、そのビルの中に自動販売機が置かれた。その場合、Bがそこで自動販売機を置いていたならば、つまり隣でありますから販売量そのものには影響ありませんけれども、たまたまAが販売機を置くことになつたということになりますと、Bの販売店、いわゆる小売店は売り上げが減少してしまふ、こういう事態がたまたま都内にもたくさんございまして、大阪にもあるいはまた私どもの地元にも起こつております。

つまり、小売店は随分前に認可をされた基準でございまして、でさうが上がつておるわけでありまして、最近の建築事情とか都市化、近代化によりましてどんどんビルができる、ところがそのビルの

管理者との関係あるいはいろいろなことから必ずしも近隣のたばこ屋さんがそこへ自動販売機を置けないという状況というものがございまして、したがつて、許可制というものを今後も維持し、定価制というものを同様維持して、いわゆる一定の基準を置いた販売制度というものを置かれるとするならば、販売機の設置基準についても厳格に、しかもそういった小売店が憂き目を見ないような対応というものを十分していただきたい、これをまずひとつ要望しておきます。

それから、時間がありませんのでもう続けて申し上げますが、特にこれはたばこ産業にお伺いをしたいのであります。最近のテレビ等についての広告等で感ずることあります。未成年の禁煙については非常に事ごとくその項目が入つております。ぜひともお願いしたいのは、喫煙のマナーについての宣伝であります。特に、こういうところではたばこを吸つてはいけないんですよというふうな、特に当該者以外のところに対する心配りというものを喫煙者は常に考えるべきであるということをごいひを宣伝の中に入れて考慮していただきたい。このことを二点お願いいたしましたので、時間が参りましたので私の質問を終わります。

○宮島政府委員 自動販売機に関連する点につきましては私から答弁申し上げます。

野口委員御指摘の事実は、ビル等最近どんどんできてまいりますと、消費者等の利便を考えまして出張販売制度というのを設けてございまして。そこに自動販売機を置く場合には特別の要件緩和といったことが行われておるのですけれども、具体的な設置につきまして既存の業者についての影響が非常に大きいという御指摘もございまして。ケース・バイ・ケースで十分妥当な許可が行われるよう今後とも指導してまいりたい、このように考えております。

○水野参考人 愛煙家のマナーの問題でございまして、愛煙家は私どもにとりましては非常に大事なお客様で、そのマナーが悪くてひんしゅくを買

うということとは非常に悲しいことでございます。
従来からもテレビその他でも言っておりますが、
マナー、今おっしゃられました、どこで吸って
いい、どこで吸って悪いということ、こういうこと
につきましても今後とも心してまいりたい、かよ
うに考えております。

○野口委員 終わります。

○越智委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和六十三年三月十二日印刷

昭和六十三年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局